

鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園の指定管理者公募に係る質問回答書

	質 問	回 答	備 考
1	<p>親子で参加する療育グループについて、児童発達支援センター定員の30名の中に含まれているのか、それ以外か。</p> <p>また、その対象者の選定については、発達支援室や、あおぞら園にきた通園につながっていない児について、通園児と同じように利用調整会議を行った上で、決定していくという理解でよいか。</p> <p>親子療育グループを実施するにあたり、頻度や時間などの具体的な指定はあるか。</p>	<p>別紙1・項目4に挙げる親子で参加する療育グループ等については、児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する「児童発達支援」（以下「通所利用」という。）の定員30名には含めません。ただし、通所利用と同日に行う場合は、通所利用に必要な職員配置、施設面積等が「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年12月29日厚生省令第63号）を満たしている必要があります。</p> <p>地域の発達支援に関する入口としての相談機能の一環として行うもので、必要に応じて本市と情報共有いただきますが、参加者については指定管理者が募集、決定を行うものになります。</p> <p>1回の実施時間について具体的な指定はありませんが、発達に何らかの不安を感じ、子育てに悩む親子の遊び場、保護者同士のつながりづくりといった機会となるよう構成してください。頻度についても、上記趣旨を踏まえ、単発、複数回の実施などの狙いも含め、切れ目のない支援となるよう、事業提案をお願いします。</p>	<p>仕様書7ページ・別紙1・項目4</p>
2	<p>医療的ケア児等が通園する際、入院など長期療養が必要になる場合があるが、その際どう収入を補填すればよいか(委託費の中に計上されているか)。</p>	<p>募集要項で提示している指定管理料の上限額は、指定管理に要する経費から給付費収入等を差し引いて算出しています。</p> <p>利用児の人数で増減する給付費収入等は、一定の欠席率を考慮して見込んでおり、別途、市からの補填は行いません。</p> <p>なお、仕様書等で示している定員は、施設の利用定員であり、在籍者</p>	<p>仕様書2ページ・項目4キ 募集要項ページ5・項目(7)</p>

		<p>数を制限するものではありません。</p>	
<p>3</p>	<p>「発達が気になる段階における相談」について、具体的にどのような相談内容や相談後の経過を想定しているか。また、鎌倉市発達支援室における相談との兼ね合いにおいて、役割分担等は想定されているか。</p>	<p>こどもの発達や育児について不安な状態にある「気づき」の段階の相談に応じ、児童発達支援センターの専門性を活かし、適切な支援につなげるものです。仕様書別紙 1 項目 4 で挙げる療育グループ等への参加の案内、若しくは、仕様書 2 ページに挙げる障害児相談支援業務として引き続き障害児支援利用計画案の作成を行う、相談支援事業所につないでいただく等、連続した支援を行うことが想定されます。</p> <p>発達支援室と同様に、支援を必要とする方から見た相談の窓口の選択肢が増えるものと認識してください。</p>	<p>仕様書 7 ページ・別紙 1・項目 4</p>